

令和 4 年 3 月 3 日

○条例

小田原市まち・ひと・しごと創生基金条例

小田原競輪場施設等改善基金条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市土地開発基金に関する条例を廃止する条例

小田原市市民ホール整備基金条例を廃止する条例

小田原市まち・ひと・しごと創生基金条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 号

小田原市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第 1 条 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、小田原市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 基金の趣旨に沿う寄附金の額
- (2) 前号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内の額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する経費に充てる場合に限り、歳入歳出予算に計上してその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原競輪場施設等改善基金条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 号

小田原競輪場施設等改善基金条例

(設置)

第 1 条 小田原競輪場の施設等の改善に要する経費に充てるため、小田原競輪場施設等改善基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度競輪事業特別会計歳入歳出予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する経費に充てる場合に限り、競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上してその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小田原市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 25 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 29 条を第 31 条とし、第 28 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 29 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 30 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 5 号

小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部を改正する条例
小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例（令和 2 年小田原市条例第 2 1
号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 6 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 2 1 号を次のように改める。

(21) 耳鼻咽喉科・頭頸部^{けい}外科

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市土地開発基金に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 7 号

小田原市土地開発基金に関する条例を廃止する条例

小田原市土地開発基金に関する条例（昭和 4 5 年小田原市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市市民ホール整備基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 8 号

小田原市市民ホール整備基金条例を廃止する条例

小田原市市民ホール整備基金条例（平成 29 年小田原市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。